

## 大宮区区民会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 区民の区政への参加と協働による地域特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、区の事業や諸課題について協議する場として、大宮区区民会議(以下「区民会議」という。)を設置する。

### (協議内容)

第2条 区民会議で協議する内容は、区が主体的に取り組むべき事業、地域課題等とする。

### (組織等)

第3条 区民会議は、各種団体又は市民活動団体から推薦を受けた者、公募によって選ばれた者、及び区長が必要と認めた者による委員20名程度をもって組織する。

2 区長は、区役所職員を区民会議に参加させ、区役所職員は行政の立場で意見を述べることができる。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、1回に限り再任されることができる。

### (役員)

第4条 区民会議に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長、副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 区民会議は、定例会及び臨時会(以下、「定例会等」という)を開催する。

2 会長は、定例会等を招集し、その議長となる。

3 区民会議は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

### (報酬)

第6条 区民会議の委員に報酬は支給しない。ただし、第5条で定める会議及び専門部会に出席したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。

### (会議の公開)

第7条 定例会等は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第8条 区民会議の事務局は、大宮区役所コミュニティ課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は区民会議が協議し定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。